

居宅介護支援契約書

(以下、「利用者」といいます)とNPO法人アドバンス(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は平成 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定(以下、「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業

者等との連絡調整を行います。

利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって無料で行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提

供します。

- 3 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - 利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

【契約書別紙】

担当介護支援専門員

氏名 村上篤史

連絡先 048 - 982 - 7338

料金

- ・ 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり8500円です。ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
 - * 尚、4種類以上のサービスを居宅サービス計画に組み入れている場合には、1000円の加算が行われ合計9500円となりますが、この場合にも利用者の自己負担はございません。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。
 - * その場合は一旦1ヶ月あたり8500円（又は4種類以上のサービス計画による加算を含め9500円）の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日吉川市の窓口に出すと、差額の払戻しを受けることができます。

相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記サービス相談窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口

電話番号；048 - 982 - 7338 担当部署；お客様サービス課
(受付時間 月～金曜日 9：00～18：00)

事業者

<事業者名> ケアセンターさーくる (指定番号等) 1176400313

<住所> 埼玉県吉川市中島1 - 397 - 1

<代表者名> 村上 篤史 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日 <利用者氏名> 印

(<代理人氏名> 印)

居宅介護支援重要事項説明書

< 17年11月 1日 現在 >

1 当 NPO 法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-982-7338 (午前9時~午後6時まで)

担当 村上 篤史

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ケアセンターさーくる居宅介護支援事業所(名称)の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアセンターさーくる
所在地	埼玉県吉川市中島1-397-1
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県117600313号)
サービスを提供する地域*	吉川市、越谷市、三郷市、草加市、北葛飾郡松伏町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)			1名(1)
介護支援専門員	鍼灸師	1名(1)			1名(1)
事務職員		0名(0)	0名(0)		0名(0)

()内は男性再掲

(3) 営業時間

平日	午前9時~午後6時
土・日・祭日	休業(12月29日から1月3日まで休業)

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅介護支援業務

居宅介護支援に係る申請業務、アセスメント、ケアプラン作成、モニタリング及び関係書類の作成業務。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日吉川市の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

記

居宅サービス計画（ケアプラン）作成 8,500 円

4種類以上のサービスを居宅サービス計画に組み入れている場合には、1000円の加算が行われ合計9500円となりますが、この場合にも利用者の自己負担はございません。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

記

通常の事業実施地域を越えた時点から10km未満 500円

通常の事業実施地域を越えた時点から10km以上 1000円

(3) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

当 NPO 法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

お客様が介護保険施設に入所した場合

介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

この場合、条件を変更して再度契約することができます。

お客様がお亡くなりになった場合

その他

お客様やご家族などが当 NPO 法人や当 NPO 法人の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当 NPO 法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

大手にないきめ細かな良質なサービスを提供できるように努める。

従事職員の資質の向上を図るため、研修を行なっていく。

利用者の残存機能を活かし、利用者自身の自立を支援する。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	×	他の事業所をご紹介します
調査（課題把握）の方法 <注1>	-	TAI 方式による
介護支援専門員への研修の実施		年2回 研修を実施しています

契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	×	前記4の(3)参照
その他		

7 サービス内容に関する苦情

当 NPO 法人お客さま相談・苦情担当

当 NPO 法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 お客さまサービス課 電話 048-982-7338

その他

当 NPO 法人以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

市町村名 吉川市

担当 いきいき推進課 電話048-982-5119

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話048-824-2568(代)

8 当社の概要

名称・法人種別	NPO 法人アドバンス
代表者役職・氏名	代表理事 村上篤史
本社所在地・電話番号	埼玉県吉川市中島1-397-1
定款の目的に定めた事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 相補代替医療の啓蒙及び学術研究事業 2 介護保険制度に基づく介護支援事業 3 障害者雇用及び障害者福祉事業 4 運動指導及び生涯スポーツ振興事業 5 健康・福祉及び運動に関する学習指導事業 6 物品販売事業 7 その他これに付随する業務
営業所数等	居宅介護支援 1カ所

9 その他

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	NPO 法人アドバンス	
所在地	埼玉県吉川市中島 1 - 3 9 7 - 1	
名称	ケアセンターさーくる	印
説明者	所属 介護支援専門員	
	氏名 村上 篤史	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
(代理人)	住所	
	氏名	印